

事 務 連 絡
令和 5 年 11 月 7 日

各都道府県民生主管部（局）
児童手当主管課（部） 御中

こども家庭庁成育局
成育環境課児童手当管理室

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえた令和 6 年度の
児童手当の見直しに向けた事務体制の準備について（依頼）

児童手当に係る事務につきまして、常日頃より御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 10 月 19 日付け事務連絡（別添 1）においてお示ししたとおり、児童手当の大幅な拡充の円滑な実施に向け、各市区町村における事務体制の準備を進めていただくよう御依頼したところです。

令和 5 年 11 月 2 日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（別添 2）において、「2024 年 10 月の施行を予定している児童手当の抜本的拡充について、児童手当の支払月を年 3 回から隔月の年 6 回とする法改正を併せて行い、拡充後の初回支給を 2025 年 2 月から 2024 年 12 月に前倒す」こととされました。

この見直しについても、今後、こども家庭庁において具体的な実務を検討し、速やかに情報提供したいと考えておりますが、まずは現時点の方針及び留意事項を下記にとりまとめましたので、各市区町村におかれましては、内容について御留意の上、引き続きベンダとの連携をはじめ事務体制の準備を進めていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、上記の趣旨について、管内市区町村に御周知いただくとともに、先般お示ししたとおり、今後、各市区町村の対応状況を確認させていただくことを考えておりますので、引き続き御配慮の程よろしくお願いいたします。

なお、本事務連絡の 3. については、デジタル庁・総務省とも協議済みである旨を申し添えます。

記

1. 「こども未来戦略方針」における児童手当の抜本的拡充及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく児童手当の支払月の見直しの方針を踏まえ、拡充後の児童手当の初回の支払は、令和 6 年 12 月（同年 10 月・11 月分）となります。このため、今般の抜本的拡充により新たに受給資格が生じる者（高校生年代の児童のみを養育する者など）からの申請受付及び審査に要する期間を踏まえた上で、システム改修等の準備を行う必要がありますので、ご留意願います。

2. 今般の児童手当の抜本的拡充に当たっては、その円滑な実施に向けて、過去の児童手当法の改正と同様の財政的支援を行うことを検討しております。

については、各市区町村におかれては、必要な手続等の準備をあらかじめ進めていただきますようお願いいたします。

3. 各市区町村におかれては、令和7年度までに対応することとされているシステム標準化に向けた作業を行っている中、今般の児童手当の抜本的拡充に伴うシステム改修は令和6年10月までに行っていただく必要があることから、上記2における財政的支援も考慮しつつ、ベンダとの連携・調整を遅滞なく進められるよう、その着手に努めていただきますようお願いいたします。

併せて、令和6年10月からの児童手当の抜本的拡充の実施に向けた対応のみならず、システム標準化に伴う児童手当システムの改修もあることから、当庁としても速やかに児童手当システムの標準仕様書の改定を進めるなど、システム標準化に向けて各市区町村が遅滞なく取り組めるよう、各自治体の御意見をお伺いしつつ、デジタル庁とも連携して支援を行ってまいりますので、引き続き御協力の程よろしくようお願いいたします。

(以上)

(別添1) 10月19日付事務連絡

事 務 連 絡
令和5年10月19日

各都道府県民生主管部(局)
児童手当主管課(部) 御中

こども家庭庁成育局
成育環境課児童手当管理室

令和6年度の児童手当の見直しに向けた事務体制の準備について(依頼)

児童手当に係る事務につきまして、常日頃より御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)においては、別紙のとおり児童手当の大幅な拡充を実施することとしております。

この拡充については令和6年10月分から実施することを想定し、こども家庭庁において具体的な実務の検討を行っており、今後、実務の詳細を案としてとりまとめて地方自治体へ情報提供しつつ、所要の法案提出等を行ってまいります。

この場合、遅くとも令和6年10月には見直し内容に係る申請受付が必要になると考えられ、令和4年度の制度改正と比べても、準備を効率的に実施する必要があると考えられますが、システム標準化の取組み等のために、ベンダにおいても対応のためのリソースが限られている状況でもあります。

こうした状況も踏まえ、見直し内容の円滑な実施に向け、各市区町村におかれましては大変お手数をおかけいたしますが、

- ① 児童手当の見直しに係るシステム改修に向けた対応への着手の検討
- ② 児童手当システムの標準化に係る対応より今般の見直しに係る対応を優先いただく等のためのベンダとの連携

等、事務体制の準備を進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

こども家庭庁における検討状況等につきましては、今後も随時、情報提供させていただきます。

各都道府県におかれましては、上記の趣旨について、管内市区町村に御周知いただくとともに、今後、各市区町村の対応状況を確認させていただくことを考えておりますので、ご配慮の程よろしくお願いいたします。

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(1) 児童手当の拡充 ～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

- 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付³とするとともに、支給期間について高校生年代⁴まで延長する⁵。

児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。

これらについて、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、2024年度中に実施できるよう検討する。

(2) 出産等の経済的負担の軽減

～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～

- これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化する。令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」(10万円)について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。
- 本年4月からの出産育児一時金の大幅な引上げ(42万円→50万円)及び低所得の妊婦に対する初回の産科受診料の費用助成を着実に実施するとともに、出産費用の見える化について来年度からの実施に向けた具体化を進める。その上でこれらの効果等の検証を行い、2026年度を目途に、出産費用(正常分娩)の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。あわせて、無痛分娩について、麻酔を実施する医師の確保を進めるなど、妊婦が安全・安心に出産できる環境整備に向けた支援の在り方を検討する。

³ 現在は、主たる生計者の年収960万円以上、年収1,200万円未満の場合、月額5,000円の支給となり、年収1,200万円以上の場合、支給対象外となっている(※)。これらを改め、主たる生計者の年収960万円以上の場合についても、第1子・第2子について、0歳から3歳未満については月額15,000円とし、3歳から高校生については月額10,000円とする。また、第3子以降について、0歳から高校生まで全て月額3万円とする。

(※)こども2人と年収103万円以下の配偶者の場合。

⁴ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

⁵ その際、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する。

(別添2) デフレ完全脱却のための総合経済対策 (令和5年11月2日閣議決定 (抜粋))

6. 包摂社会の実現

(1) こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進

「こども未来戦略方針75」に基づくこども・子育て支援をスピード感をもって実行する。

2024年10月の施行を予定している児童手当の抜本的拡充について、児童手当の支払月を年3回から隔月の年6回とする法改正を併せて行い、拡充後の初回支給を2025年2月から2024年12月に前倒す。